令和８年度
滋賀県公立学校教員
採用選考試験問題

養護教員

（注）１　答えはすべて解答用紙の定められた解答欄に記入すること。
　　２　設問の指示に従って答えること。特に示されているもの以外は一つを選び，その記号を記入すること。

1 児童生徒等の健康診断について，次の１～３の問いに答えよ。

1　次は，「学校保健安全法」（昭和 33 年法律第 56 号）の一部である。（　①　）～（　③　）にあてはまる語句を答えよ。（２点×３）

（児童生徒等の健康診断）

第十三条　学校においては、（　①　）に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

２　学校においては、必要があるときは、（　②　）に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条　学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の（　③　）を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

2　次の文は，「児童生徒等の健康診断マニュアル」（平成 27 年度改訂　公益財団法人　日本学校保健会）に示される「第１章　児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施」の一部である。（　①　）～（　④　）にあてはまる語句を答えよ。（２点×４）

学校における健康診断の目的と役割

学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。また、学習指導要領解説特別活動編において（　①　）として例示されており、教育活動として実施されるという一面も持っている。このことから学校における健康診断は、（　②　）における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病を（　③　）し、健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして（　④　）に役立てるという、大きく二つの役割がある。

3　次の文は，「学校保健安全法施行規則」（昭和 33 年６月施行）の一部である。（　①　）～（　②　）にあてはまる語句を答えよ。（２点×２）

（事後措置）

第九条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行つたときは、（　①　）日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその（　②　）（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する（　②　）をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

2　「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」（平成21年3月　文部科学省）に示された学校における健康観察について，次の１～３の問いに答えよ。

1　次の文は，健康観察について述べたものである。（　①　）～（　④　）にあてはまる語句を答えよ。（２点×４）

> 1　健康観察の重要性
>
> 学級担任をはじめ教職員により行われる健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し、心身の（　①　）を早期に発見して適切な対応を図ることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。
>
> 学級担任等により行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、（　②　）のみならず心理的ストレスや悩み、（　③　）、不登校、虐待や精神疾患など、子どもの心の（　①　）の早期発見・早期対応にもつながることから、その重要性は増してきている。
>
> 2　健康観察の目的
>
> 健康観察の目的は、以下のとおりである。
>
> (1)子どもの心身の（　①　）の早期発見・早期対応を図る。
>
> (2)感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
>
> (3)日々の継続的な実施によって、子どもに自他の健康に（　④　）をもたせ、自己管理能力の育成を図る。

2　次は，健康観察について説明した文である。正しいものには○，誤っているものには×で答えよ。（１点×３）

①　学校における健康観察は，学級担任や養護教諭が中心となり，教職員と連携し実施することが望ましい。

②　家庭における保護者が行う健康観察は，子どもの心身の状況を把握する上で参考になる。

③　養護教諭は，各学級の健康観察結果を集計・分析し，全校の子どもの心身の健康状態を管理職に週に１回報告する必要がある。

3　次は，学校における子どもの心の健康問題に対応するため，教職員等が担う役割の一部についてまとめたものである。①～④にあてはまるものを下のａ～ｇから選び，記号で答えよ。（１点×４）

役割のポイント	教職員等
・学校保健活動が円滑に行えるように総合的な学校保健計画の策定を行う。	①
・校内関係者や関係機関等との連携調整等を行う。	②
・心の健康問題の対応に当たってリーダーシップを取る。	③
・子どものメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う。	④

ａ　保健主事　　ｂ　校長・教頭等　　ｃ　学校医・学校歯科医
ｄ　学級担任　　ｅ　学校薬剤師　　ｆ　スクールカウンセラー
ｇ　養護教諭

3 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂　公益財団法人　日本学校保健会）に示された学校におけるアレルギーの管理について，次の１～３の問いに答えよ。

1　次の①～③の文について，正しいものには○，誤っているものには×で答えよ。（１点×３）

①　学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒等を把握し、アレルギー疾患のあるすべての児童生徒等の保護者に対して、管理指導表の提出を求める。
②　学校は、管理指導表に基づき、保護者と協議し取組を実施する。
③　学校は保護者に対して、配慮や管理が必要な間は少なくとも毎年、管理指導表の提出を求める。

2　次は，食物アレルギーおよびアナフィラキシーについて説明したものである。（　①　）～（　⑥　）にあてはまる適切な語句を下のア～シから選び，記号で答えよ。（１点×６）

- 食物アレルギーとは，一般的に特定の食物を摂取することによって，皮膚・（　①　）・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいう。
- アレルギー反応により，皮膚症状，消化器症状，（　①　）症状が，（　②　）にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。
- 即時型の食物アレルギーは，原因食物を食べて（　③　）以内に症状が出現し，その症状はじんましんのような軽い症状から，生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまである。
- 原因食物は学童期では多岐にわたるが，学童から高校生までの誤食による原因食物は鶏卵，牛乳，落花生，（　④　），甲殻類の順に多くなっている。
- 特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型を（　⑤　）アナフィラキシーという。
- 食物アレルギーの管理は，正しい診断に基づき（　⑥　）の除去を実施することが大切である。

ア　小麦	イ　部分的	ウ　２時間	エ　運動器
オ　24時間	カ　呼吸器	キ　必要最小限	ク　運動誘発
ケ　そば	コ　複数同時	サ　最大限	シ　食物依存性運動誘発

3　次は，アレルギー疾患のある児童生徒のアレルギー症状を認めた場合や，原因食物を食べてしまった場合等の緊急時の対応について説明したものである。次の①～④の下線部で正しいものには○，誤っているものには正しい語句を記入せよ。（２点×４）

- アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べてしまった等の場合には、発見者は、児童生徒等から①目を離さないで、助けを呼び、人を集める。
- 緊急性が高いアレルギー症状には、意識もうろうなどの全身の症状、声がかすれるなどの呼吸器の症状、②繰り返し吐き続けるといった消化器の症状などがある。
- 緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合には、ただちにエピペン®を使用すると同時に、③保護者に連絡する。
- 緊急性の高いアレルギー症状がない場合は、④保健室または安静にできる場所に移動して、経過をみる。

4 学校において予防すべき感染症について，次の１～２の問いに答えよ。

1　「学校において予防すべき感染症の解説」（令和５年度改訂　公益財団法人日本学校保健会）に示された内容について，次の（１）～（２）の問いに答えよ。

（１）次は，感染症の予防対策の一つである「換気の確保」について説明したものである。（　①　）～（　④　）にあてはまる語句を下のア～コから選び，記号で答えよ。（１点×４）

> 空気感染や（　①　）感染を感染経路とする感染症への対策として、換気の確保は有効である。
>
> 換気は、空気の流れを創出することが重要であることから、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（（　②　）分に１回以上、数分間程度、窓を（　③　）する)、２方向の窓を同時に開けて行うことが望ましい。ただし、授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候や天候、教室の配置等により換気の程度が異なることから、必要に応じて（　④　）等と相談されたい。

ア	全開	イ	保健センター	ウ	接触	エ	飛沫
オ	経口	カ	半開	キ	学校薬剤師	ク	10
ケ	30	コ	45				

（２）次は，感染症への対応に関する学校の役割について説明したものである。（　①　）～（　④　）にあてはまる語句を答えよ。（２点×４）

> - 日常の丁寧な健康観察や（　①　）状況等から感染症の発生や（　②　）等の早期発見に努める。
> - 疑わしい感染症の症状があるときは、速やかに（　③　）又は医師の受診を勧める等、指導・助言を行い、適切な措置を講ずる。
> - 保健所や専門機関の指導を受けながら、児童生徒等、教職員、必要に応じて保護者等に対して、発生した感染症に関する正しい（　④　）を提供し、無用な不安や患者に対する差別・偏見が生じないように配慮する。

2　次は，「学校保健安全法」（昭和 33 年法律第 56 号）および「学校保健安全法施行規則」（昭和 33 年 6 月施行）の一部である。（　①　）～（　④　）にあてはまる語句を答えよ。（2点×4）

学校保健安全法

（出席停止）

第十九条　（　①　）は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条　（　②　）は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

学校保健安全法施行規則

（出席停止の期間の基準）

第十九条　令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一　第一種の感染症にかかつた者については、（　③　）するまで。

二　第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかつた者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において（　④　）と認めたときは、この限りでない。

〈　省略　〉

5　健康相談及び保健指導について，次の１～２の問いに答えよ。

1　次は，「学校保健安全法」（昭和 33 年法律第 56 号）の一部である。（　①　）～（　④　）にあてはまる語句を答えよ。（２点×４）

> （健康相談）
> 第八条　学校においては、児童生徒等の（　①　）の健康に関し、健康相談を行うものとする。
>
> （保健指導）
> 第九条　（　②　）その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の（　①　）の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な（　③　）を行うものとする。
>
> （地域の（　④　）等との連携）
> 第十条　学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たつては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の（　④　）その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

2　次は，「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引」（令和３年度改訂　公益財団法人　日本学校保健会）に示された健康相談について説明した文である。**誤っているもの**をすべて選び，Ａ～Ｄの記号で答えよ。（完答２点）

Ａ　保健室経営計画に健康相談を位置付け，計画的に実施する。また，状況に応じて計画的に行われるものと随時に行われるものとがある。
Ｂ　健康相談の実施について周知を図るとともに，児童生徒，保護者等が相談しやすい環境を整える。
Ｃ　相談場所は，保健室など誰もが利用しやすい部屋で行う。
Ｄ　健康相談は，健康の保持増進だけではなく教育的意義が大きい。

6 「子供たちを児童虐待から守るために-養護教諭のための児童虐待対応マニュアル-」（平成26年3月　公益財団法人　日本学校保健会）に示された学校における児童虐待の対応について，次の1～2の問いに答えよ。

1　次のA～Dの文について，下線部が正しいものには○，誤っているものには正しい語句を記入せよ。（2点×4）

A　子供のＳＯＳは親のＳＯＳでもある。①地域の情報もキャッチできる組織づくりと連携が大切である。
B　学級担任だけに任すのではなく、②学校長のみが情報共有し、早期に組織で支援できる体制を作っておくことが大切である。
C　虐待の早期発見をする視点に、内科健診においては不自然な傷やあざ、歯科検診においては③口腔内の不衛生等が挙げられる。
D　養護教諭が④体のケアをすることで、傷ついている心の回復につながる。

2　次のA～Dの文のうち，虐待を受けている子供への対応として，正しいものをすべて選び，記号で答えよ。（完答2点）

A　子供のつらい気持ちに寄り添う声掛けをする。
B　現在の生活の様子や，安全な状態であるかを確認するため，いち早く事情聴取的に聞き取りを実施する。
C　言葉で話すことが苦手な子供や，今は話をしたくない場合などは，絵を描いたり，何かを一緒に作ったりするなど，少し時間を掛けながら，本人の今の気持ちを聞く。
D　親身になって子供と話すことが大切であり，子供が通告を拒否した場合，「子供の気持ちを尊重する」ことを常に最優先する。

7 次の文は，「保健主事のための実務ハンドブック」（令和２年度改訂　公益財団法人　日本学校保健会）に示された学校保健計画についての説明である。（　①　）～（　⑤　）にあてはまる語句を答えよ。（２点×５）

- 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、（　①　）、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- 学校における（　②　）と保健教育、学校保健委員会などの組織活動など学校保健活動の年間を見通した（　③　）な基本計画となるよう作成することが大切である。
- 学校保健計画の作成に当たっては、（　④　）を十分生かし、児童生徒や地域の実態、学校種別、規模等に即して（　⑤　）にあった計画を作成することが大切である。

令和８年度
滋賀県公立学校教員
採用選考試験
養護教員

受験番号および氏名	校種・職種	受験番号	氏名
	養護教員		

1

1

①	毎学年定期	②	臨時
③	予防処置		

(2点×3)

2

①	健康安全・体育的行事	②	家庭
③	スクリーニング	④	健康教育

(2点×4)

3

①	2	②	保護者

(2点×2)

2

1

①	健康問題	②	体調不良
③	いじめ	④	興味・関心

(2点×4)

2

①	○	②	○
③	×		

(1点×3)

3

①	a	②	g
③	b	④	f

(1点×4)

3

1

①	×	②	○
③	○		

(1点×3)

2

①	カ	②	コ
③	ウ	④	ア
⑤	シ	⑥	キ

(1点×6)

3

①	○	②	○
③	救急車を要請	④	○

(2点×4)

4

1(1)

①	エ	②	ケ
③	ア	④	キ

(1点×4)

1(2)

①	保健室利用(来室)	②	流行の兆し
③	学校医	④	情報

(2点×4)

2

①	校長	②	学校の設置者
③	治癒	④	感染のおそれがない

(2点×4)

5

1

①	心身	②	養護教諭
③	助言	④	医療機関

(2点×4)

2 A・C

(完答2点)

6

1

①	○	②	全教職員
③	○	④	○

(2点×4)

2 A・C

(完答2点)

7

①	毎年度	②	保健管理
③	総合的	④	学校評価
⑤	自校の実情		

(2点×5)

(注)
1 答えはすべて解答用紙の定められた解答欄に記入すること。
2 設問の指示に従って答えること。特に示されているもの以外は一つを選び，その記号を記入すること。